

③事業者選定前に審査委員と応募者の接触はなかったのか。
審査委員と接触すれば、失格となるため、接触はないと考えます。

④募集要項にマシン室の設置場所がないのに、検討資料において、旧議会棟に○印があるのと同じようなことか。
あくまで検討資料です。

⑤マシン室の設置場所の検討結果が募集前・募集中に外部に漏れたことはないか。
ないと考えます。

⑥契約条項に不正行為を防ぐための項目があるのか。
ありませんが、契約書に

「業者が本契約または法令の重大な条項に違反した場合、契約終了」とあり、不正を防ぐことが可能と考えます。

★鏡野町観光案内板整備事業について。

①採用時の審査状態について。
鏡野町観光案内板整備事業業務公募型プロポーザル審査要領にのっとり審査をしています。

②町長は3月議会で「審査は密室ではない」と発言したが、密室審査とはどのようなことを言うのか。
密室とは、誰の介入も許さず、勝手にことを進めることです。

本件は鏡野町観光看板整備事業業務公募型プロポーザル審査要綱にのっとり執り行つて

いるもので密室ではありません。

③プロポーザル方式の適用において発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査を行うことに、学識経験者等を審査員に加えることが重要だと思うが、町長の所見は。

鏡野町観光看板整備事業業務公募型プロポーザル審査要綱にのっとり執り行ったもので、公平な審査を行っています。

④プレゼンテーションを行ってないのはなぜか。
2社だったため、プレゼンテーションをしないで、看板のデザインだけで審査を行いました。

⑤町が提供したデータがデザイン会社に渡っていると企画提案書から推測できるが、データ管理はどうなっているのか。
実施要領に「企画提案書等に係る画像等データの使用は、鏡野町観光案内板整備事業にのみ使用できるものとし、その他の業務に許可なく使用することはできません」と記してあります。

★香典返し寄付金紛失の現在の調査状況は。

現在も警察で捜査が行われており捜査結果がでたら、経緯説明をします。

★放課後児童クラブ保育料紛失事件について。

保育料の入金が確認できないという報告は、平成25

年3月18日にありました。

このような状況が発生したことは、保護者をはじめ関係者の皆様方には、ご心配、ご心労をかけ、深くお詫び申し上げます。

★現金を扱う町職員並びに関係機関の職員にどのような辞令を出し、自覚させ、業務の遂行をさせているのか。

出納員及び収納出納員の辞令及び身分証明書を発行しています。当然公務員としての制約と合わせ業務に携わっていると認識します。

★日直・宿直は公務でないことが知られたが、周知すべきでは。

日直及び宿直は事務分掌に基づく業務ではないと認識します。他の自治体では業務を委託している例もあります。行政サービスの低下に繋がらないよう、職員との協力関係で当該業務は行われています。

★様々な金銭にまつわる事件が起こっているが、見直し作業は何をして、この責任は誰がとるのか。

公金の受領体制等の見直しを指示し、各課で受領する公金の洗い出し、改善策を求めています。

真相は不明でも、職務怠慢で今回の原因が生じたことなら、関係者を含め責任は生じます。

健康づくり条例へのパブリックコメント (町民意見)を募集

健康づくりに関する基本的な事項を定めた鏡野町健康づくり条例(素案)について、パブリックコメント手続により皆様からご意見を募集いたします。

◆実施項目 鏡野町健康づくり条例(素案)

◆募集期間 平成25年9月10日(火) から平成25年10月9日(水)まで

◆担当課 保健福祉課

◆資料の閲覧場所 鏡野町ホームページ
(<http://www.town.kagami.jp>)、保健福祉課窓口、奥津・

上齋原・富の各振興センター、図書館、中央公民館

◆意見を提出できる人 町内在住者、在勤者、在学者

◆提出方法 原則、意見情報提出書(専用用紙)を用い、住所・氏名・電話番号・意見を記入し郵便、ファックス、Eメール、または窓口で提出してください。意見情報提出書は資料の閲覧場所にあります。※意見提出者の住所、氏名を公表することはありません。

◆その他 意見提出者に個別の回答は行いませんが、検討の結果、意見の概要及び意見に対する町の考え方や、案を修正したときは、その修正内容などを公表します。

◆お問い合わせ

保健福祉課 保健指導推進センター
住所 〒708-0392

岡山県苫田郡鏡野町竹田660

TEL 0868-54-2025

FAX 0868-54-2891

《パブリックコメント制度とは》

町民の皆さんの生活にとって重要な政策等(各種の行政計画や条例など)を策定(変更、廃止を含む)する際に行う、次の一連の手続きを言います。

①政策等の案や関連する資料をあらかじめ公表します。

②政策等の案の公表の日から30日以上意見提出期間を設けて、意見を募集します。

③政策等を策定する場合は、提出を受けた意見を考慮します。

④政策等の策定のときに、提出を受けた意見の内容と意見を考慮した結果等を公表します。